

成田市都市計画審議会 会議概要

1 開催日時

平成27年7月9日（木） 午前10時から11時10分まで

2 開催場所

成田市花崎町760番地

成田市役所 議会棟3階 執行部控室

3 出席者

(委員)

宗藤委員、鎌田委員、片岡委員、岡野委員、諸岡委員、海保委員、秋山委員、雨宮委員、会津委員、鬼澤委員、松田委員、湯田委員、平山委員（茶谷委員代理）、茂手木委員、篠田委員（順不同）

(事務局)

小泉市長、齊藤都市部長、藤崎都市計画課長、鶴澤都市計画課長補佐、富澤係長、飯嶋主査、池田主事

(議案第1号説明員)

青野公園緑地課長、金岡主幹、田村主任主事

4 議題

(1) 議案

議案第1号 成田都市計画生産緑地地区の変更について（成田市決定）

[付議]

5 議事(要旨)

議案第1号「成田都市計画生産緑地地区の変更について」の付議では、原案のとおり全会一致にて可決した。

(質疑応答)

議案第1号 成田都市計画生産緑地地区の変更について（成田市決定）[付議]

質問(委員)

今までに廃止が行われた生産緑地地区は、現在どのような利用がされているのか。

回答(事務局)

具体的に把握しているわけではありませんが、生産緑地地区としての制限が解除されることから、建築物の建築などが行われていると推察されます。

また、一部ではございますが、並木町の生産緑地地区については、買い取り申

し出のあった際に公園用地として買い取り、日本松街区公園として整備しております。

意見（委員）

市街化区域外の優良農地でも引き受け手がいない状態であるのに、市街地の小規模な農地では、引き受け先がないのは当然である。住環境を向上させるための活用などを市で積極的に検討すべきではないのか。

回答（事務局）

生産緑地地区の制限の解除においては、公共施設としての整備の可否や農地としての活用など関係機関に照会を行ったうえで、行っておりますが、今回の土地については進入路が無いほか、周辺に街区公園が既に整備されておりますことから、市では買い取りを行わなかったものです。

質問（委員）

生産緑地法による制限が解除された場合、建築行為を見込んだ農地転用等の手続きが進められるという認識でよいか。

回答（事務局）

制限の解除後については、通常各市街化農地として取り扱われることから、農地転用についても届出のみの扱いとなり、許可は不要となります。

質問（委員）

生産緑地地区については、良好な住環境等に重要なものであると考えるが、今後解除が見込まれる地区に関して、計画的に保全するような対策を考えているか。

回答（事務局）

生産緑地制度は、平成当初、市街化区域内の農地が宅地並み課税となることから、継続的に営農を希望される農業従事者の課税負担を軽減させるために開設された制度であり、土地の所有者からの申出をもとに指定を行っております。

指定から30年を経ると、主たる従事者の死亡や故障といった要因がなくとも、所有者の申出により指定が解除されることとなりますので、その後、一般市街化農地として宅地化される可能性もあると認識しております。

意見（委員）

生産緑地地区として指定されている土地については、防災機能や公園等の市街地内緑地としての活用も見込まれることから、解除後の土地利用の在り方について今の段階から評価、検討することが重要であるとする。

回 答（事務局）

現在指定している地区について、事前に調査を行うとともに、申出のあった際には、市街地内緑地機能としての活用の可能性について十分検討を行いたいと思います。

6 傍聴者

2名

7 次回開催日時（予定）

11月上旬